1.2　附属書Ⅱは、これらの分類に該当する物質を含有するいかなる排出物の海洋への排出も禁止する。ただし、当該排出が各分類について詳細に定める条件の下で行われる場合は、この限りでない。これらの条件には、次の項目を含むものとする。
.1　海洋へ排出することができる１タンク当たりの最大量
.2　排出中の船舶の速力
.3　排出中の最も近い陸地からの最小の距離
.4　排出中の海水の最小の深さ
.5　喫水線の下方で排出を行う必要性

1.3　「特別海域」として指定する一定の海域については、一層厳格な排出基準を適用する。附属書Ⅱにおいて、特別海域は、南極海域とする。

1.4　附属書Ⅱは、Ｘ類、Ｙ類及びＺ類の物質の運送のために指定された各タンクが附属書Ⅱに定める量を超える量の残留物を取卸しの後に保持しないことを確保するため吸排設備及び管系設備を備えることを求めている。当該物質の運送が予定される各タンクについては、残留物の量の評価が行われなければならない。評価された残留物の量が附属書Ⅱによつて定める量に満たない場合においてのみ、タンクは、Ｘ類、Ｙ類又はＺ類の物質の運送を認めることができる。

1.5　前記の条件に加え、一定の貨物の残留物の排出作業並びに一定のタンク洗浄及び通風作業が承認された方法及び措置に従つてのみ行うことができることが、附属書Ⅱに定める重要な要件である。

1.6　1.5の要件を満たすことができるようにするため、この手引書は、第２部における船舶の設備及び配置のすべての要目、第３部における貨物の取卸し及びタンクのストリッピングについての作業方法並びに第４部における貨物の残留物の排出、タンク洗浄、スロップの収集、バラストの積込み及び排出についての方法であつて船舶が運送を認められている物質について適用可能なものを定める。

1.7　この手引書に定める方法に従うことにより、船舶は、ＭＡＲＰＯＬ73／78の附属書Ⅱのすべての関連規定に適合することが確保される。

第２部　船舶の設備及び配置の説明

2.1　この2.1には、乗組員が第３部及び第４部に定める作業方法に従うことを可能とするために必要な船舶の設備及び配置のすべての要目を記載する。

2.2　船舶の全般的な配置及び貨物タンクの説明
この2.2には、貨物タンクの主要な特徴及びその位置と共に船舶の貨物区域の簡潔な説明を記載する。船舶の全般的な配置を示し、並びに貨物タンク及び加熱装置の位置及び番号を示す経路又は模式図を含む。

2.3　貨物ポンプ及び管系の配置並びにストリッピング装置の説明
この2.3には、貨物ポンプ及び管系の配置並びにストリッピング装置の説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図も記載し、必要な場合には、文章による説明によつて補足する。
.1　貨物用の配管及びその直径
.2　貨物用ポンプ装置及びその容量
.3　ストリッピング装置の配管及びその直径
.4　ストリッピング装置のポンプ配置及びその容量
.5　すべての貨物タンクの内部における貨物用配管及びストリッピング用配管の吸引点の位置
.6　サクション・ウェルが取り付けられている場合には、その位置及び容積
.7　排出及びストリッピング用又はブローイング用の配管
.8　管のブローイングのために必要とされる窒素又は空気の量及び圧力

2.4　バラスト・タンク並びにバラストポンプ及び管の配置の説明
この2.4には、バラスト・タンク並びにバラストポンプ及び管系の配置の説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図も記載する。
.1　分離バラスト・タンク及びバラスト・タンクとして使用するための貨物タンクの全般的な配置並びにその容積（立方メートル）
.2　バラスト管系の配置
.3　バラスト・タンクとしても使用することができる貨物タンクについてのポンプ能力
.4　バラストの配管と喫水線下排出口との間の接続

2.5　スロップ・タンク並びに関連するポンプ及び配管の説明
この2.5には、スロップ・タンク並びに関連するポンプ及び配管がある場合には、これらについての説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図も記載する。
.1　いずれのスロップ・タンクが備えられているか及び当該タンクの容量
.2　スロップ・タンクのポンプ及び管系、管系の直径並びに当該タンクと喫水線下排出口との接続

2.6　有害液体物質を含有する排水のための喫水線下排出口の説明
この2.6には、喫水線下排出口の位置及び最大流出量並びに貨物タンク及びスロップ・タンクから当該排出口への接続に関する説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図も記載する。
.1　喫水線下排出口の位置及び数
.2　喫水線下排出口への接続
.3　喫水線下排出口に関連するすべての海水取入口の位置

2.7　流出量表示記録計の説明
削除

2.8　貨物タンクの通風装置の説明
この2.8には、貨物タンクの通風装置の説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図も記載し、必要な場合には、文章による説明によつて補足する。
.1　船舶が運送することに適合すると認められる有害液体物質であつて、手引書の4.4.10に掲げる通風による洗浄のために適した摂氏20度における蒸気圧が５キロパスカル以上であるもの
.2　通風の管系及びファン
.3　通風の開口の位置
.4　貨物タンクの底及びすべての部分を適切に通風するための通風装置の最少流出率
.5　タンク内における通風に影響を及ぼす構造の位置
.6　貨物用の管系装置、ポンプ、フィルター等を通風する方法
.7　タンクが乾燥していることを確保する手段

2.9　タンク洗浄装置及び洗浄水加熱装置の説明
この2.9には、貨物タンク洗浄装置、洗浄水加熱装置及びすべての必要なタンク洗浄装置の説明を記載する。
次の項目を示す経路又は模式図及び表又はチャートも記載する。
.1　タンク洗浄のための管の配置及び管の直径
.2　タンク洗浄装置の型式、容積及び圧力
.3　同時に作動することができるタンク洗浄装置の最大数
.4　貨物タンク洗浄のための甲板上の開口の位置
.5　貨物タンクの壁を完全に洗浄することができるために必要とされる洗浄装置の数及びそれらの位置
.6　設置された加熱装置により摂氏60度まで加熱することができる洗浄水の最大容量
.7　摂氏60度で同時に作動することができるタンク洗浄装置の最大数